

# 建設工事における予定価格事後公表要領

(改正沿革)

制 定	平成27年10月	1日
一部改正	平成30年10月	1日
一部改正	令和4年4月	1日

## 第1 予定価格事後公表の範囲

全ての建設工事の入札について、予定価格を事後公表とする。ただし、事後公表に適さないと判断する場合は、この限りでない。

## 第2 事務管理

### 1 予定価格調書及び設計書の管理

#### (1) 予定価格調書

決裁後の予定価格調書は、直ちに封印のうえ厳重に管理する。

#### (2) 設計書

設計金額の漏洩がないよう、設計書作成者、決裁者の各段階で十分な管理を行うこと。予定価格事後公表対象入札案件の設計書のみならず、すべての設計書の管理について同様の取扱いとすること。

### 2 予定価格を上回る入札者の取扱い

事後公表の予定価格を上回った価格の入札は、須崎市における一般競争入札参加者の入札心得第10条第10号又は須崎市における指名競争入札参加者の入札心得第8条第9号の規定による無効とする。なお、入札参加者全員の入札書記載金額が事後公表の予定価格を上回った場合には、須崎市における一般競争入札参加者の入札心得第18条又は須崎市における指名競争入札参加者の入札心得第17条の規定による再度入札を行うものとする。

## 第3 適用期日

この要領は、令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。